

ゴルフパフォーマンス 返金保証制度 規約

株式会社ゴルフパフォーマンス（以下、ゴルフパフォーマンスという）では、お客様のゴルフ上達のためのレッスンサービスを提供していますが、万が一お客様が満足されなかった場合、下記の返金保証制度を備えています。

第 1 項 全額返金保証制度

全額返金保証制度が示されたゴルフパフォーマンスのレッスンプランに入会した会員は（以下、会員という）、入会後の初回レッスン日から 30 日以内に満足行かなければ、ゴルフパフォーマンスに対して返金の申し出ができ、入会金を除くレッスンプラン料金の全額を返金します。ゴルフパフォーマンスが販売する物品（ゴルフクラブ用品等）、別売りのチケットの回数券については全項に基づく返金の対象外となります。なお、会員が入会時に負担した振込手数料や、その他諸経費はこの金額に含まれません。また、別途会員規約に定める会員資格喪失・除名をされた会員については、この返金保証制度を申請できません。

第 2 項 申請方法・返金方法

全額返金保証制度の申請にあたり、入会された会員本人が店舗に来店し、書面による申請を行うものとします。ゴルフパフォーマンスは、返金の申出書を受理した後、すみやかに返金の手続きを行うものとし、その支払い方法は銀行振込によって行うものとします。本人以外の返金の申し出は、基本的に受付できないものとし、全額返金保証制度の対象外とします。

第 3 項 会員資格の喪失

返金保証制度を利用して全額返金を申請した会員は、返金保証制度の申請によって会員資格を喪失、退会となる。レッスンプランに付随する会員が未消化のサービスや、別売りで購入したチケットの残数など全ての未消化サービスを喪失する。また、会員資格を喪失することで、会員に提供している全てのサービスを楽しむことはできません。会員資格の喪失に関しては、会員規約に準じます。

第 4 項 再入会の禁止

返金保証制度を申請した会員は、以降ゴルフパフォーマンスの会員とはなれず、いかなるサービスも享受することはできません。

第 5 項 本規約の更新・改訂

会員の了解を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合に、本サービ

スのご利用条件は、変更後の最新の本規約によるものとします。変更後の本規約は、ゴルフパフォーマンスウェブサイト上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第 6 項 特別な事由による返金について

会員は、基本的に第 1 項に定める返金保証以外の返金の申し出はできません。但し、以下に定める特別な事由がある場合、返金を申し出ることができます。その場合、ゴルフパフォーマンスが認めた場合に限り、入会金を除くレッスン料金の一部が返金されます。返金額は、入会時に支払った入会金を除くレッスンプラン料金より実際にサービスを受けたレッスン料金を差し引いたレッスン残数に応じた金額が返金されます。なお、返金時には、別途契約解除料 30,000 円がかかります。

【特別な事由】

- (1) 会員が死亡した時
- (2) 自己の責任によらないものに基因する災害が発生したことにより、レッスンを継続することが困難な状況となった場合
- (3) 病気やケガにより、長期の入院療養が必要となった時（診断書の提出が必要）
- (4) 以上に準ずる事情がある場合で、ゴルフパフォーマンスがやむを得ないと認めた場合

第 7 項 全額返金保証制度の中止・中断・変更について

ゴルフパフォーマンスは、お客様に事前に通知すること無く、本サービスの内容を変更または終了することがあります。ゴルフパフォーマンスは、会員が、前項の変更等に伴い被った不利益、損害についても、責任を負いません。

以上

2018 年 1 月 31 日改訂

2018 年 3 月 1 日改訂

株式会社ゴルフパフォーマンス

本社 〒101-0041

東京都千代田区神田須田町 1 丁目 34 番 4

代表取締役 小原 大二郎